

別紙「表明と保証」

第一章 定義

第1条 本別紙においては、文脈により他の解釈が要求されない限り、「」付きの用語は、以下に定める定義に従い、本別紙に定義のない用語については本契約に定める定義に従うものとする。

第2条 定義

- (1) 「金融整理管財人による管理」とは、「金融再生法」第8条1項に基づき、「乙」が「金融整理管財人」により管理されるとする1999年5月22日付で金融再生委員会がなした管理を命ずる処分に従い、「金融整理管財人」が行う管理業務を意味する。
- (2) 「債務」とは、簿外、偶発を含むすべての債務を意味する。
- (3) 「承継与信資産 CD-ROM」とは、2000年6月30日付の、承継与信資産と表示された、「乙」により作成されたCD-ROMであり、2000年6月30日時点の「承継与信資産」を列挙し、項目分けをしたものである。
- (4) 「未収利息」とは、「承継与信資産」に関し発生し、入金されていない利息を意味する。
- (5) 「担保権」とは、抵当権、質権、先取特権、その他の担保権を意味する。
- (6) 「本部施設」とは、「乙」の本店ビル（幸福ビル）、コンピュータデータセンター（第二幸福ビル）、倉庫施設、寮・社宅、及び保養所を意味する。
- (7) 「銀行不動産」とは、「乙」が所有または賃借する添付書類二-3-2記載のすべての「店舗」不動産及び「本部施設」不動産を意味する。

- (8) 「知的財産権」とは、(a)「乙」のすべての商標、サービスマーク、意匠、ロゴ、商号、会社名及びそれに付随するのれん、(b)「承継店舗」に関するノウハウ、(c)「承継店舗」で使用されている事項に関する著作権及びコンピュータソフトウェア（財務データ及び関連文書を含む）、(d)「承継店舗」に関連するその他の独占的権利、及び(e)それについてのすべての写し及び有形物を意味する。
- (9) 「動産及び設備」とは、「銀行不動産」にかかわるすべての設備、備品、定着物を意味する。
- (10) 「継続する契約」とは、添付書類二-3-7に記載されたすべての契約を意味する。
- (11) 「環境、保健及び安全に関する基準」とは、公共の保健と安全、労働者の保健と安全及び環境の汚染または保護に関する法律、規制、命令その他の規定、司法的・行政的命令、決定、及び契約上の義務を意味し、廃棄物、化学物質または混合物、駆除剤、汚染物質、有毒な化学物質、石油製品または副産物、アスベスト、ポリ塩化ビフェニール、放射線等の有害物質の保管、使用、製造、放出等の取扱いに関する上記法令等のすべてを含む。
- (12) 「社員」とは、「甲」が雇用の申し出を行う「乙」の現行従業員を意味する。
- (13) 「福利厚生」とは、賃金、退職金制度、重要な付加給付、賞与その他の奨励金制度を意味する。
- (14) 「資金援助」とは、預金保険法第59条及び第64条に定める救済金融機関が申込み、預金保険機構によって決定され行われる金銭の贈与、資金の貸付若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受けのいずれかを意味する。

第二章 「乙」による表明及び保証

本別紙において、「乙の知りうる限り」とは「金融整理管財人」のいずれかの知りうる限り、を、「乙の知る限り」とは「金融整理管財人」のいずれかの知る限り、を意味し、当事者は、表明及び保証が「金融整理管財人」ではなく「乙」のものとしてなされたものであることに合意する。

「乙の知りうる限り」、「乙」は以下のとおり表明し、保証する。

第1条 法人に関する事項

1. 「乙」の組織的事項

「乙」は、日本法に基づき適法に設立され、存在する、「金融整理管財人による管理」下にある法人である。添付書類二-1-1は、「乙」の株主に関する主要事項を記載している。「金融整理管財人」は「金融再生法」に基づき、「乙」の組織法上の代表権、業務執行権及び財産管理・処分権を専有している。

2. 取引権限

「乙」は、「営業譲渡契約書等」を締結し、これらに基づいて自らの義務を履行するための、権能及び権限を有する。「営業譲渡契約書等」は、強制執行可能な契約であり、「乙」の有効かつ法的な義務を構成する。

3. 違反のないこと

「営業譲渡契約書等」の締結及びこれらで規定される取引の完了はいずれも、(1)一切の法律または「乙」の定款等の内部規定に違反せず、(2)「乙」が当事者となっているもしくは「承継資産」のいずれかが対象となっているいかなる契約とも矛盾せず、これらに違反する結果とならず、またはこれらの不履行を構成しない。添付書類二-1-3に定めるものを除き、「乙」は、「営業譲渡契約書等」で規定される取引を両当事者が完了するために、政府機関に通知を行い、申請をなし、または認可を取得する必要はない。

4、 法律の遵守

「金融整理管財人による管理」が開始されてから、添付書類二-1-4に記載されたものを除き、「乙」はすべての業法、規則及び規制を遵守しており、「甲」は、「乙」が業法、規則、規制を遵守していないことから生じる負債または責任を承継せず、「乙」が遵守していないことを主張するいかなる訴訟、告発、告訴または書面による請求も、「乙」に対して提起されていない。

5、 税金（利子税、追徴税、これらに対する賦課金を含む）

添付書類二-1-5に定めるものを除き、「金融整理管財人による管理」が開始されてから、「乙」は、提出の必要な納税申告書（修正申告を含む）をすべて適法に提出している。「乙」が支払うべき納期限の到来したすべての税金は支払済みであり、税金にかかわる課税当局からの請求は一切存在していない。「乙」は、源泉徴収義務をすべて適法に履行している。

6、 訴訟

「乙」は、添付書類二-1-6-(i)及び(ii)に記載されるものを除き、「乙の知りうる限り」における現在の、「乙の知る限り」における将来の、訴訟・法的手続等に基づくいかなる「債務」も負担しておらずその根拠もない。添付書類二-1-6-(i)及び(ii)は、「乙の知る限り」において、「乙」が、法的手続等における一当事者となりうる事情を記載している。

第2条 「承継与信資産」等に関する事項

1、 「承継与信資産」

- (1) 「承継与信資産CD-ROM」は、それぞれに示される日付時点で計算された「未収利息」を含む、「承継与信資産」のすべてを記録している。各「承継与信資産」は、強制執行可能な債権であり、「乙の知る限り」、「承継与信資産」の発生原因に不法なものはない。

- (2) 　いずれの「承継与信資産」も、現在第三者への譲渡の対象とはなっておらず、また、営業譲渡日までは、第三者への譲渡の対象となることは予定されていない。
- (3) 　「乙」は、各「承継与信資産」の単独の債権者であり、「乙」は、かかる「承継与信資産」を「甲」に譲渡する権利を有している。各「承継与信資産」は、第三者の「担保権」の対象になっておらず、差押、その他「乙」による当該「承継与信資産」の譲渡を妨げる負担は付着していない。各「承継与信資産」における各債務者に対する与信は、「乙」の貸付及び信用供与方針に基づく通常の業務の範囲から生じたものである。
- (4) 　「承継与信資産」の中に、「乙」の1パーセント以上の株式を直接に保有する株主が借主または保証人（幸福カードを除く）である貸付はなく、また添付書類二-2-1-(4)-(i)に記載される貸付を除き「乙」の「関連会社」に対する貸付はない。添付書類二-2-1-(4)-(ii)には、「承継与信資産」から除外されている「乙」の1パーセント以上の株式を直接に保有する株主に対するすべての貸付に関する明細が記載されている。
- (5) 　いずれの「承継与信資産」も、係属中の争訟の対象ではない。添付書類二-1-6-(i)は、「乙」がかかわるすべての係属中の争訟を記載し、かかる係属中の争訟に関連するいかなる与信及び別途合意する与信も「承継与信資産」に含まれていない。

2、 「担保権」及び担保物

金融整理管財人が担保付資産として評価したすべての「承継与信資産」に関する、抵当権、ゴルフ会員権、約束手形、株券及び銀行預金を含む、あらゆる「担保権」及び担保物は、(1)添付書類二-2-2-(1)に定めるものを除き、適法に登録、登記その他の対抗要件を備えており、(2)強制執行可能でありさらに、(3)「営業譲渡日」に「甲」に移転することが可能である。

3、 財務報告書

添付書類二-2-3は、以下の財務報告書である（あわせて財務報告書という）。(1) 1999年3月末に終了する会計年度の年度末時点の「乙」の監査済の連結貸借対照表、連結損益計算書、及び(2) 2000年3月までの12ヶ月間に関するその終了日時点の「乙」の監査済の貸借対照表、損益計算書、及びキャッシュフロー計算書。

財務報告書は、これらによってカバーされる期間を通して一貫した基準で適用される日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に則って作成されており、当該日付時点の「乙」の財務状態及び2000年3月までの12ヶ月間に関する「乙」の経営成績を適正に表示している。また、財務報告書は「乙」の適法な会計帳簿と一致している。

4、 預金

添付書類二-2-4は、それに示される日付時点に作成された預金総額を、当該預金の種類別に金額を列記のうえ、記載している。

第3条 「承継店舗」及び「本部施設」に関する事項

1、 「承継店舗」に対する権原

「乙」は、「承継店舗」に関し、適法な所有権、賃借権その他の債権を有しており、添付書類二-3-1に記載されたものを除き、「承継店舗」不動産に関する所有権は「営業譲渡日」において「担保権」等の負担または譲渡制限が設定されていない状態で、「甲」に移転することが可能である。

2、 不動産

添付書類二-3-2は、「銀行不動産」を記載したものである。添付書類二-3-2-(i)は、「乙」が所有する「銀行不動産」を記載し、添付書類二-3-2-(ii)は、「乙」が賃借している「銀行不動産」を記載している。各「承継店舗」不動産に関し、

- (1) 「乙」は、「乙」が所有している各「承継店舗」不動産について交付済の登記簿謄本またはその写しに記載されたとおりの適法な所有権を有し、「乙」が賃借している各「承継店舗」については適法な賃借権を、それぞれいかなる「担保権」もしくは権利の負担のない状態で保持している。
- (2) 添付書類二-3-2-(2)に記載されたものを除き、「承継店舗」不動産には、現在の使用、占有または価値に悪影響を及ぼすような係属中の収用手続、訴訟または行政手続もしくはそのおそれは存在しない。

3、「知的財産権」

- (1) 「乙」は、「店舗」の現在の営業に必要なすべての「知的財産権」を有し、または契約に従い使用する権利を有する。「乙」はかかる契約のうち主要なものの写しを「甲」に交付している。
- (2) 添付書類二-3-3-(2)は、「乙」が所有する、または第三者が所有し「乙」が使用する各「知的財産権」を記載したものである。「営業譲渡日」の直前まで「乙」が所有または使用する各「知的財産権」は、「営業譲渡日」以後も同一条件で「甲」が所有または使用することが可能である。
- (3) 「乙」は、第三者の「知的財産権」を侵害している旨の書面による通知を受けていない。

4、「動産及び設備」等

- (1) 「乙」は、「店舗」の営業に必要なすべての「動産及び設備」その他資産（所有株式以外の有価証券を含む）を適法に所有し、またはリースしている。かかる各資産は、第三者の「担保権」の対象になっておらず、差押、その他「乙」によるかかる各資産の譲渡を妨げる負担は付着していない。かかる各資産は、通常の業務慣例に従って管理されており、良好な運営状態にあり、消耗は通常の範囲で修繕されている。

- (2) 添付書類二-3-4-(2)は、「乙」が所有し、「甲」が承継するすべての「銀行不動産」及び「動産及び設備」を記載したものである。当該添付書類には財務報告書に反映される各項目ごとの帳簿価格が明記されている。帳簿価格で購入された資産に適用される減価償却率は、従前の会計期間について一貫した基準で適用される日本において一般に公正妥当と認められた会計基準に則っている。

5、 施設の運営

すべての施設は、その所有、賃借または運営に関して必要な政府機関によるすべての承認を得ており、法律に則って運営され、管理されている。

6、 1999年4月1日以降の事情

1999年4月1日以降、「乙」は「店舗」に関して、

- (1) 添付書類二-3-6-(1)に列記したものを除き、500万円以上の、または通常の業務の範囲を超えた資本的支出（または関連する一連の資本的支出）を行っていない。
- (2) 通常の業務の範囲を超えた、買掛金またはその他の「債務」の支払の遅延または延期はない。
- (3) 「銀行不動産」または「動産及び設備」が、倒壊または損失を被っている事実はない。

7、 「継続する契約」

添付書類二-3-7は、「乙」が一当事者である書面及び口頭の合意を記載したものである。

「乙」は、添付書類二-3-7に記載される契約等の写しと要約を「甲」に開示し、リストを交付している。これらの契約はいずれも(1)適法であり、強制執行可能であり、(2)「金融再生法」に基づき「乙」が管理を命ずる処分を受けたことが、契約違反または不履行と見なされる場合を除き、いかなる当事者も、不履行をなしておらず、もしくは将来において不履行を構成するであろういかなる事情も発生しておらず、さらに(3)「金融整理管財人による管理」または予定されている「乙」の営業譲渡を理

由として契約の終了を通知してきた契約当事者は存在せず、(4) 添付書類二-3-7-(i)に記載されたものを除き、「乙」に対して、現時点においていかなる当事者も「継続する契約」を拒絶していない。「営業譲渡日」までに、「甲」がかかる契約を継続し、更新し、または引き受けることに別途合意するものを除き、「乙」は、「乙」の「関連会社」とのすべての契約を終了することが可能である。

8. 事業関係

いずれの「乙」の「関連会社」も、業務に使用されている「銀行不動産」を除き、いかなる「承継資産」も有していない。添付書類二-3-8は、一またはそれ以上の「乙」の「関連会社」が所有している「銀行不動産」を記載したものである。

第4条 環境、保健及び安全に関する事項

「乙の知る限り」、添付書類二-4に記載された事項に関する以外には、

1. 「環境、保健及び安全に関する基準」の違反はない。
2. 施設の占有及び事業の運営のための「環境、保健及び安全に関する基準」に従って要求されるすべての許可、免許及びその他の認可を取得しており、これらを遵守している。
3. 「環境、保健及び安全に関する基準」の違反の事実もしくはその申立に関する、書面または口頭の通告、報告等を受けていない。また、「環境、保健及び安全に関する基準」に関する通告等もしくは「乙」の施設に関連する調査・修復等の義務を負担すべき旨、もしくはその可能性のある旨の書面または口頭の通告、報告等を受けていない。
4. 「乙」が所有し、賃借し、または運営している物件または施設には、以下のものは存在していない。(1)地下の貯蔵タンク、(2)アスベスト資材、(3)ポリ塩化ビフェニール(PCB)を含む資材または設備、もしくは(4)埋め立て地、灌漑施設、もしくはゴミ処理場。
5. いかなる有害物質をも取り扱っておらず(貯蔵、処理、処分依頼、輸送、運搬、放出等)、いかなる物件もしくは施設もこれらの物質によ

って汚染されておらず、これらの物質により何らかの損害（是正費用、人損、物損、弁護士費用等）が発生する状態にはない。現時点において、それらを除去し、修復するための費用を負担しなければならない事態は想定していない。

- 6、 本契約及び本契約の取引の完了のいずれによっても、敷地の調査もしくは汚染物除去、または政府機関もしくは第三者への通知もしくはこれらの同意の義務は発生しない。
- 7、 「環境、保健及び安全に関する基準」に関して、いかなる他者の責任（修復、是正の責任を含む）も負担または引受けておらず、法的に負担または引受けさせられることはない。
- 8、 「乙」の施設または「乙」の活動に起因して、「環境、保健及び安全に関する基準」を継続的に遵守することが妨げられたり、かかる基準による調査義務や修復、是正義務、その他の責任が発生したりするような事実や事情（有害物質や有害廃棄物の敷地内外への放出やそのおそれ、人損、物損等）は存在していない。

第5条 社員関連事項

1、 「社員」

添付書類二-5-1に記載されるものを除き、「乙」はいかなる労働協約の当事者ではない。添付書類二-5-1-(i)に記載されるものを除き、「乙」は、不当労働行為に基づくストライキ、苦情、その他の団体交渉紛争の経験はない。いかなる「社員」も、不当労働行為に基づく一切の請求権を、「甲」に対して有していない。

2、 「社員」の「福利厚生」

「乙」の現在及び以前の従業員に対するすべての重要な「福利厚生」制度及び合意は、資金拠出の有無にかかわらず添付書類二-5-2に記載されている。いかなる「社員」も、年金、保健、福利または給与手当に関する一切の請求権を、「甲」に対して有していない。

3、 「金融整理管財人の管理」を命ずる処分以降の「社員」関連事項

1999年5月22日以降、「乙」は、

- (1) 添付書類二-5-3-(1)に記載するものを除き、通常の業務の範囲を超えて、「社員」に貸付をなし、またはその他の取引を行っていない。
- (2) 添付書類二-5-3-(2)に記載するものを除き、書面または口頭の、雇用契約または労働協約を締結しておらず、また、既存の当該契約もしくは協約の条件を修正していない。
- (3) 通常の業務の範囲を超えて、「社員」の基本給を増額していない。
- (4) 添付書類二-5-3-(4)に記載するものを除き、「社員」の「福利厚生」のための、賞与、報奨金、退職金、または「福利厚生」制度その他の合意を、採用し、変更し、または終了していない。
- (5) 添付書類二-5-3-(5)に記載するものを除き、通常の業務の範囲を超えて、「社員」の雇用条件に変更を加えていない。

4、 雇用契約

添付書類二-5-4は、「乙」が当事者となっている「乙」の従業員に関する以下の契約を記載したものである。

- (1) 現在及び以前の従業員の「福利厚生」のための、ストックオプション、株式購入、割増給与、退職金、またはその他の制度もしくは取り決め
- (2) 労働協約
- (3) 個人の雇用に関する契約
- (4) 通常の業務の範囲を超えた、「社員」に行ったあらゆる金額での前貸しまたは貸付契約

いかなる従業員も、以上に関して一切の種類の請求を「甲」に対して有していない。

- 5、 添付書類二-5-5-(i)は、「乙」の役員を含むその他の従業員すべてに対する行員貸付を記載したものである。添付書類二-5-5-(ii)は、「承継与信資産」に含まれるすべての行員貸付を記載したものである。

第6条 幸福カード株式会社の「担保権」

乙が甲に提供する「幸福カード担保明細CD-ROM」は、幸福カードから「甲」へ直接か、もしくは、「甲」が民事再生法に基づき再生された幸福カードの株式を取得した結果として、「営業譲渡日」に「甲」の支配下に移管される「担保権」であって、「乙」が有効な「担保権」として評価したものを記載したものである。「幸福カード担保明細CD-ROM」に記載されたすべての「担保権」は(1)添付書類二-6-(1)に記載されたものを除き適法に登録、登記、その他の対抗要件を備えており、(2)適法であり、強制執行可能であり、(3)第三者によるいかなる差押えまたはその他の「担保権」も設定されておらず、また、(4)移転可能である。

第7条 所有株式

添付書類二-7-(i)は、「甲」に譲渡されるべき、「乙」が所有する株式を記載したものである。「乙」は、いかなる差押えまたは第三者の権利も設定されていない状態で、すべての株式について単独かつ適法な所有権を有している。添付書類二-7-(ii)に記載されたものを除き、株式は譲渡可能なものである。

第8条 一般的事項

1. 開示

第二章に含まれる表明及び保証は、いかなる事実の虚偽の記述も含まず、また、「本契約」に含まれる記述及び情報が誤解されないために必要ないかなる事実も削除していない。「乙」が「甲」に開示した情報は、「金融再生法」及びその他の適用法に基づいて「金融整理管財人」に要求される注意義務に基づきなされたものである。第二章に含まれる各表明及び保証は、分離した、独立のものであり、以下のものによって限定されない。

- (1) その他の表明または保証
- (2) 「本契約」または本別紙に含まれるその他の記載
- (3) 関係する表明及び保証に明示的に言及していない添付書類に含まれるその他の記載

2、 表明及び保証の時点

第二章に含まれる表明及び保証は、本契約締結日時点でなされたものであり、「営業譲渡日」の時点でも再度なされるものとする。

3、 存続

第二章に含まれる表明及び保証は、「営業譲渡日」以後も存続するものとする。但し、「甲」は、上記の表明及び保証違反に関連して「金融再生法」もしくは預金保険法の規定に基づいて「資金援助」その他公的資金の要求をしてはならない。

第三章 「甲」による保証及び表明

「甲」は以下のとおり表明し、保証する。

第1条 「甲」の組織的事項

「甲」は日本法に基づいて設立された日本の会社であり、デラウエア州のリミテッドパートナーシップであり、その無限責任社員が日本さわかアソシエイツLLCである、日本インベストメントパートナーズL.P. が所有する子会社である。デラウエア州のリミテッドパートナーシップであるアジアリカバリーファンドL.P. (「ARF」)、デラウエア州のリミテッドパートナーシップであるWLRリカバリーファンドらは、日本インベストメントパートナーズL.P. の原始有限責任パートナーである。「ARF」は、平成12年5月18日付「営業譲渡に関する基本合意書」(「基本合意書」)の当事者であり、署名者である。

第2条 取引権限及び能力

「甲」は「営業譲渡契約書等」を締結し、銀行免許取得のための申請行為を行い、資本の充実を含む本契約に基づく自らの義務を履行するための、完全な権能・権限(完全な会社の権能及び権限を含む)及び能力を有する。「営業譲渡契約書等」は、強制執行可能な契約であり、「甲」の有効な法的義務を構成する。

第3条 違反のないこと

「営業譲渡契約書等」の締結及び「営業譲渡契約書等」において企図される取引の完了（「本契約」第5条に言及される譲渡及び引き受けを含む）はいずれも、(1)政府、政府機関、または「甲」が従うべき裁判所の、憲法、法令、規制、規則、差止命令、判決、命令、決定(decree)、裁定(ruling)、賦課決定(charge)またはその他の制限、または「甲」の設立憲章(charter)もしくは定款の規定、に違反しておらず、また、(2)「甲」が一当事者であるかそれによって拘束されるかもしくはその資産のいずれかが対象である、合意、契約、貸借権、ライセンス、法律文書またはその他の取り決めと矛盾せず、これらの違反を発生させず、これらに基づく不履行を構成せず、これらの期限の利益を喪失させる結果とならず、またはこれらの期限の利益を喪失させ、終了し、変更もしくは解約する権利をいずれの当事者にも発生させず、またはこれらに基づく通知を要求しない。添付書類三-3に定めのあるものを除き、「甲」は、両当事者が「営業譲渡契約書等」で企図する取引（「本契約」第5条に言及される譲渡及び引き受けを含む）を完了するために、政府または政府機関に通知をなし、申請を行い、またはその認可、同意もしくは承認を得る必要はない。

第4条 一般的事項

1. 開示

第三章に含まれる表明及び保証は、いかなる事実の虚偽の記述も含まず、また、「本契約」に含まれる記述及び情報が誤解されないために必要ないかなる事実も削除していない。第三章に含まれる各表明及び保証は、分離した、独立のものであり、以下のものによって限定されない。

- (1) その他の表明または保証
- (2) 「本契約」または本別紙に含まれるその他の記載
- (3) 関係する表明及び保証に明示的に言及していない添付書類に含まれるその他の記載

2、 表明及び保証の時点

第三章に含まれる表明及び保証は、本契約締結日時点でなされたものであり、「営業譲渡日」の時点でも再度なされるものとする。

3、 存続

第三章に含まれる表明及び保証は、「営業譲渡日」以後も存続するものとする。